

新型コロナウイルス・インフルエンザ経過記録

出席停止の基準

新型コロナウイルス：発症した後 5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで

インフルエンザ：発症した後 5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで

年 組 番 氏名

1. 発症した日 令和 年 月 日

2. 熱が下がった日 月 日

3. 出席停止期間中の検温記録

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
	← インフルエンザ・必ず休み →						解熱後2日経過していれば登校可		
	← コロナウイルス・必ず休み →						症状軽快後1日経過していれば 登校可		
月/日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
朝	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
夕	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃

解熱した日によって、出席停止日が順次延長されていきます。

※1 インフルエンザ・コロナウイルスに関しては、医師による診断書や治癒証明書は必要ありません。

※2 各ご家庭で本書類を印刷、記入した後、登校再開日に保健室へ提出してください。

令和 年 月 日 保護者サイン